

財政の健全化と

生きがいと安心のまちづくりにむけて

自立と共生への

まちづくり計画



平成18年9月作成

羽 幌 町

# もくじ

---

はじめに	1
<b>第1章 自立をめざすまちづくりの6つの基本</b>	<b>2～4</b>
歴史にまなび、希望の待てる「元気なはぼろ」のまちづくりを進めます	
農業、漁業を核とするまちづくりを進めます	
地域が支え、共生し合う福祉と時代を担う教育環境の充実をしたまちづくりを進めます	
豊かな自然環境を守るまちづくりを進めます	
みんなで協働のまちづくりを進めます	
広域連携によるまちづくりを進めます	
<b>第2章 町民、地域、民間と行政の役割分担について</b>	<b>5～6</b>
役割分担に対する考え方	
役割分担の進め方	
<b>第3章 行財政改革の推進について</b>	<b>7～11</b>
自立と財政健全化のための検討方法について	
行政組織等の見直し	
特別職の報酬及び議会活動経費の見直し	
社会資本の整備と維持補修について	
各種団体の補助金、交付金、負担金等の見直しについて	
指定管理者制度の導入、民間委託の推進について	
<b>第4章 受益者負担について</b>	<b>12</b>
税、使用料について	
町有財産の貸付などについて	
<b>第5章 自立に向けた財政推計</b>	<b>13～15</b>
人口推計について	
少子化、高齢化が及ぼす影響	
少子化、高齢化への対応	
財政推計の基本	

---

# はじめに

---

国や地方の財政危機が直面するなか、国の『三位一体改革』のもとでの市町村合併が進められていますが、これからは地方分権型社会をめざす中で市町村の特性を生かしたまちづくりが求められております。羽幌町においては平成 16 年 3 月より留萌中部 3 町村合併協議会を発足し、合併の是非について苦前町、初山別村との協議を重ねてきたところですが合意に至らず、同年 11 月協議会の解散となりました。

今後の「私たちのまちづくり」は『自立と自主を基本』として進めていかなければなりません。少子高齢社会の到来、人口減少時代に伴う人口構造の変化、国の行財政改革による地方への影響などさまざまな課題を抱えてのまちづくりとなり、町民生活への直接的、間接的な負担も大きくなっていくものと考えます。『どのような自立したまちづくり』が住民や地域にとって必要となるのか、これまでの行政運営や手法でのまちづくりを進めることは難しく『町民協働』の取り組みを進めていくことが、これからのまちづくりの羅針盤と考えます。

自立にむけた歩みを進めるには、これまでの行政サービスを継続することは財政課題などからも相当厳しい状況となり、組織の減量、事務事業の縮小、廃止、民間への業務代行を行うなど思い切った行政のスリム化や公共サービスの見直しを進めなければならず、行政も町民もその覚悟の共有が必要であり、『自らのまちづくり』に向けて、それぞれの役割分担を果し、実践をしていくことが重要となります。

今回『自立プランづくり』を進めるにあたり、総合振興計画、実施計画との整合性を図りながら、合併以外の広域連携なども視野に入れ、『地域住民と民間、行政の役割分担の明確化』など時代や社会環境の変化に対応し、公共サービス全体の評価、検証などを行い、まちづくりの目標である『心と心をつなぐはばろ』を進めます。

平成 18 年 9 月

羽幌町長 舟橋 泰博

---

## 自立をめざすまちづくり3つの目標と6つの基本

荒れ果てた大地を耕し、先人たちが開拓し築き上げてきた私たちの町は2世紀への新たなまちづくりを進めております。

先人たちの知恵とたゆまぬ努力により形作られてきた産業基盤や町民福祉、子供たちへの教育、生活文化等をこれからも継承していきます。

また、新たなまちづくりの目標として

- － **生きがいと元気のあるまち**
- － **安心して暮せる魅力のあるまち**
- － **自然と人情の豊かなまち**

を地域や町民の参加を得ながら取り組みを進めていきます。

町の歩むべき方向として当面は「自立の道」を選択しました。町民、団体、民間、行政のそれぞれの役割分担を町の皆さんと共に考えながら進めてまいります。自立をしていくためには自分たちでできることは自らの行動や負担により進めていくことが求められます。また、近隣町村とはこれからのまちづくりの視点を踏まえ、広域連携も深めながら次の6つの方針を基に自立の方向を考えていきます。

## **[ 1 ] 歴史にまなび、希望の持てる「元気なはぼろ」のまちづくりを進めます**

先人たちが未開の地ハボロに入植し、苦難の開拓を続けるなか明治 30 年戸長役場が設置されて以来、この間、農業、漁業、石炭産業、林業、商業などを中心とし百年の歴史を築いてきました。町の産業基盤や社会構造なども大きく変化する中、2 世紀へ向けての新たなまちづくりの取り組みを進めております。先人たちが積み重ねてきた歴史を振り返り、歴史に学び、いかなる逆境の条件下にも負けない精神の意志を継承し、未来を引き継ぐ子供たちにとっても希望の持てる「元気なはぼろ」のまちづくりを進めていきます。

## **[ 2 ] 農業、漁業を核とするまちづくりを進めます**

私たちの町の産業基盤は農業、漁業を中心とする第一次産業です。一次産業はあらゆる産業活動の基礎となるものです。食の安全性や信頼を高め品質の高い生産物の確保と生産高、所得の向上を図りながら「暮らしやすいまちづくり」をめざし、町の産業全体の振興と新たな産業振興も模索しながら、町の産業発展に取り組めます。

## **[ 3 ] 地域が互いに支え、共生し合う福祉と時代を担う世代の教育環境の充実したまちづくりを進めます**

私たちの町も人口の減少と少子化が進むなか、高齢化率も 3 割を超える時代となり、高齢者が中心となる社会を確実に形成しつつあります。

地域で自立をしながら「ここに住んでいてよかった」と思えるまちづくりは、心と心をつなぐ地域の支え合い、共生し合うことが求められています。地域の人々が「元気で、生きがい」を持ちながら豊かに暮らしていける医療、介護など地域福祉の充実を目指していきます。また、町の将来を担うこどもたちが健やかな成長のための教育環境の整備も図りながらまちづくりを進めていきます。

#### **[ 4 ] 豊かな自然環境を守るまちづくりを進めます**

私たちのまちには先人が守り、育ててくれた山、川、海に囲まれた豊かな自然があります。そして、「人と自然」が共存する国定公園に指定されている2つの島があります。まちの自然環境を守るために「地域の役割」「個人の役割」「町の役割」などを定めた環境保全条例及び羽幌町の環境を守る基本計画により「誰もが住みたくなる」魅力あふれる自然環境を守り育てるまちづくりを進めます。

#### **[ 5 ] みんなで協働のまちづくりを進めます**

これからの公共サービスやまちづくりのための行政運営は、今までのように行政だけで進めていくことはできない時代です。自分たちにとってどんなまちの姿を望むのか。「希望のまちの姿」を築いていくのには、一人一人の町民が『自らまちづくりの意思決定』に参画することが大切であります。

自分たち未来に義務と責任の自覚を持つことのできる仕組み作りを進める中で、まちづくりに取り組みます。

#### **[ 6 ] 広域連携によるまちづくりを進めます**

自立したまちづくりは、町民一人一人が考え、自分たちの責任のもとで築き上げていくことが基本となりますが、公共サービスの効率化やスリム化も求められます。

そのためには、一つの自治体のみでは非効率な公共サービスや行政運営となり、財源負担にも限界があることから近隣自治体との広域連携について「留萌中部3町村広域連携実務研究会」等を中心に事務事業の調査研究を行い、具体的な実施目標を設定する中で、議会、町民皆さんの意見、要望などを聞きながら積極的な取り組みを進めていきます。

これまでの行政サービスは、町民負担の軽減を図りながら行政が中心的役割の中で進めてきました。これからは一つの自治体のみでは効果的、効率的な事務事業の推進に負担が多いことから近隣自治体との合併や広域連携、指定管理者制度の活用などがまちづくりの選択肢と考えられます。町民、民間、行政が互いに知恵を出し合い、行動を共にし、それぞれの役割分担を明確にしながら公民パートナーシップによるまちづくりを進めていくことが必要です。

### 役割分担に対する考え方

自立を目指す行政運営を進めるためには、これまで提供されてきた公共サービスについて

- － 町民や地域が自らの責任でしなければならないこと
- － 民間やNPO等の団体ができること
- － 行政が責任を持ってしなければならないこと

それぞれの役割を見直し「自助、共助、公(扶)助」を基本としながら、自立と共生のまちづくりを進めることが必要です。

町民の暮らしにとって「どんなまちが住みよいか」「どんなまちであれば住みたくなるのか」そのことを一人一人が考え、実現していくことが自立をしていくための基本と考えます。個人がしなければならないこと、地域がしなければならないこと、民間がしなければならないこと、行政がしなければならないことなどそれぞれの役割と責任分担を明確にしながら将来に向かっての希望と元気で活力あるまちづくりを進めることが必要です。

## 役割分担の進め方

### 1. 進め方の基本

自立をしていくためには、これまで続けてきた行政サービスを継続していくことは困難です。見直すためにはどんなことが必要であり、どんなことが考えられるのか、町民と行政が共に考えていかなければなりません。その役割分担のあり方を以下のことを踏まえて進めていきます。

- ① 家庭や地域で責任を持つてできないことがないか、サービスのあり方を見直します。
- ② 事務事業のアウトソーシングやPFIの活用による投資的事業の推進、また指定管理者制度の導入により民間企業やNPO等の活用できるものは積極的に進めます。
- ③ 国の法律等で決められ、町がその責任において進めなければならない事業や町が効果的にできる事務等の権限については、財源を含め移譲を求めていきます。また、反対に国、道の事務事業となるものについては、その返還も含めて協議をしていきます。
- ④ 近隣自治体との広域連携は不可欠であり、事務事業の広域化を積極的に進めていきます。

### 2. 公民パートナーシップをすすめます

まちづくり振興や住民福祉向上等の公共サービスは、これまで行政が中心となり進めきましたが、多様な価値観やライフスタイルの変化に伴い、町民や企業、各種団体、ボランティア団体など自らが「自分たちができることは自分たちの力で」との取り組みをはじめ、公共サービスの新しい提供者となってきました。まちづくりや公共サービスのあり方を見直し、町民、町内会、企業、ボランティア団体等、地域の多様な主体との協働を進めるため町の指針等を作り、パートナーシップの形成を目指します。



## 行財政改革の推進について

少子高齢による人口減少時代が確実に進む中、地方分権時代の構築に向けて厳しい財政状況を踏まえた行政運営に取り組んでいかなければなりません。社会や経済活動も大きく変化し、町民要望も時代により多様化していきますが、これからの自治体経営も地域、民間企業、NPO等との連携のもとで「新たな行政の役割」を構築していくことが重要となります。

私たちの町も昭和56年度から

- － 事務事業の縮減や整理統合
- － 組織機構の簡素縮減
- － 職員給与の適正化
- － 定員管理の適正化
- － 民間委託、OA化

など事務事業の行財政改革に積極的に取り組み、その成果をあげてきたところですが、自立に向けたまちづくりのため、以下の見直しの基本を踏まえ、取り組みを進めていきます。

### 自立と財政健全化の対策と推進について

財政の健全化を図りながら、自立に向けたまちづくりを推進するためには、これまで進めてきた事務事業や今後計画されている事業の見直しは避けて通ることができない状況となります。この計画の策定と実効性を高めるため次のことを基本として進めます。

#### 1. 重点事業の位置づけと推進

- ① 継続的事业で町の産業、福祉、教育等の基盤づくりとして推進されている事業
- ② 町の総合振興計画に位置づけられ、今後10年以内に計画を推進しなければならない事業
- ③ 広域的な取組みとして位置づける事業

## 2. 事業の廃止、縮小等の見直しの基本

- ① 事業評価で廃止、縮小が方向づけられた事務事業
- ② 事業目的が達成され又は時代にニーズにそぐわなくなっている事務事業
- ③ 合併協議の中で統合や廃止等が位置づけられた事務事業
- ④ 補助事業等で町が単独で上乘せを行っている事務事業
- ⑤ 事業効果が将来におよび期待のできない事務事業

## 3. 現状を維持する事業

- ① 福祉や公共サービスの観点から廃止、縮小が困難な事務事業
- ② 国及び北海道の補助対象となっている事業
- ③ 法や条例等に基づいて行われている事業

## 4. 住民負担を見直す事業

- ① 各種保健事業等の自己負担
- ② 各施設の使用料及び手数料
- ③ 各種団体への補助金の削減

## 5. 組織及び職員定員等の見直し

- ① 平成 18 年度以降の職員採用は、退職者職員の状況等を考慮し職員の定員適正化計画(別途数値目標計画)を策定する中で、定員総数の削減を進めていきます。
- ② 人件費総額を抑制するため特殊勤務手当等の見直しを進めます。
- ③ 臨時職員及び嘱託職員等の配置数の削減も進めていきます。

## 6. 特別会計及び一部事務組合への繰出金、負担金の抑制を図るための事務事業の見直しを進めます

## 行政組織等の見直し

### 1. 職員数及び給与

行政経費のうち人件費の構成割合は19.7%（平成16年度決算額）となっております。職員数や人件費の削減は厳しい財政状況の中で進めていかなければならない課題です。

今後10年間、退職者職員の補充を含む職員総数は、町の人口動向、公共サービスのあり方などを踏まえ、数値目標を設定し見直しを進めていきます。職員給与については、平成18年度から職員給与を平均4.8%（最大7%）の引き下げをはじめ、新たな給与制度の導入が行いましたが、今後も人件費の削減は避けられず、状況をみながら検討を進めていきます。

### 2. 職員の適正配置と組織機構の見直し

現在、一般職の定数内職員は150名（平成18年4月1日現在）となっておりますが、今後さらに職員数が減少するため公共サービス量に応じた課の統廃合など組織機構の見直しも継続的に進める中で、職員の適正配置を行い、横断的な組織運営による効率化を進めていきます。

### 3. 職員の意識改革を進めます

地方分権化の推進に伴い、町民、地域、民間、行政の役割分担を明確にするなかで事務事業や公共サービスのあり方を考え、そのための政策課題の立案、推進方法、評価の処理能力などが一層求められることとなります。

職員は、「地方自治の担い手」とすると同時に地域住民、民間事業者などのパートナーとしての自覚が求められます。職員は、まちづくりの中で大きな役割を担っているという意識と質の向上を高めていく必要があることから、今後も意識改革を進めます。

### 4. 行政評価システムの導入を進めます

地方交付税や税収等の増収が期待できない厳しい環境の中での限られた財源の有効活用を図り、公共サービスや事業目的が効果的に達成できているかなどの評価と検証が欠かせません。現在、内部評価を行っていますが、これからのまちづくりの視点からも町民をまじえた評価システムも検討していきます。

## 5. 各種行政委員会等の見直しを進めます

各種委員会の整理統合をはじめ、行政委員会等の委員数、委員報酬等については法の範囲内の設置を前提としての見直しを進めます。

### 特別職の報酬及び議会活動経費の見直し

#### 1. 特別職の報酬についても随時見直しを進めます

#### 2. 議会活動経費の見直しを進めます

地方分権の推進や自立の歩みに向けたまちづくりのため、議会の機能や役割も一層大きなものになっております。議員個々の活動も地区や団体の諸問題解決から、まちづくり全体の方向性に対する町民の声をこれまで以上に町政に反映させることが求められます。町民の議会活動への積極的な関わりをどのように推進するか、また議会活動経費全体についても自立を進める中で協議をしながら見直しを行います。

### 社会資本の整備と維持補修について

町の産業振興や町民福祉向上のための社会資本整備は、その必要性なども十分検討し、財政負担が生じても整備を行います。また、既に整備されている施設（港湾、文化・体育施設、公の施設等）については、長期にわたる施設の保有の必要性や地域での管理方法なども検討し、継続的に保有しなければならない施設等で維持補修が必要なものは、財政状況を踏まえた計画のなかで進めます。

## 各種団体の補助金、交付金、負担金等の見直しについて

各種団体に対する補助金、交付金、負担金等については、廃止、縮小、脱退等の検討を行うなど全体的に見直しを進めます。

なお、平成18年度においては各種団体に対して運営状況を勘案して補助金額の10%を基本に削減を進めました。また、19年度以降の補助金等については、「ゼロベース」を基本として見直しを進めるものとします。

今後、各種団体などに対する補助金等の継続期間は、その団体の設立経緯や活動内容などにより、5年以内の制限付きで補助等を行うものとし、以後、継続補助は行わないことを原則とします。

## 指定管理者制度の導入、民間委託の推進について

地方自治法が改正され、「公の施設」の管理について、民間事業者の知識や技術等を活用することによる公共サービスの向上と経費の節減を目指す、指定管理者制度が導入されました。

この制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方自治体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行なう指定管理者となることができるものです。

**1. 平成18年度以降、行政の一層のスリム化を目指し、積極的に指定管理者制度の活用を進めていきます**

**2. 指定管理者制度になじまない事業については、従来の民間委託制度を活用し、より効率的な運営を目指します**

公共サービスの効果的な執行を行うためには、今後は限られた財源の重点的な配分を基本に事業を進めることとなります。現在実施している各種のサービス事業に対する受益者負担について適正な見直しを進めるものとします。

### 税、使用料などについて

町の歳入に占める町税と使用料などの自主財源の割合は、約25%（18年度一般会計予算ベース）となっております。少子高齢時代を迎え、今後、人口の大幅な減少が予想されているため、地方交付税や国・道の補助金が減少するばかりでなく、町税等の収入増も見込みづらい状況となります。

これまでは、公共サービスやさまざまな施設維持に伴う費用もできるだけ町民の負担軽減を図りながら行っておりましたが、自立に向けた歩みの中で大きく方針を転換する必要性が迫られております。町民が利用する地域の福祉施設、文化・体育施設等の施設管理なども地域住民や関係団体の参加による自主的な管理運営を行ってもらおうと共に継続的な事業維持や施設管理のため適正な利用者負担を進めていかなければなりません。

また、町税の確保は、これからの行政運営にとっても重要な財源となることから滞納額の防止と徴収を重点化し、合わせて公共サービスの多様化に対する事業を推進するための町税率等の見直しの検討も必要となります。

### 町有財産の貸付などについて

町が管理する財産のなかで、貸付をしている物権（土地）については市場価格等を勘案し価格を見直すとともに、既に各団体や個人が占有する物件については、その占有者に対して売却等の処分を進めます。

## 人口推計について

日本の総人口は、2007年（平成19年）1億2,778万人をピークとして「人口減少時代」が始まります。2025年（平成37年）には総人口が1億2千91万人と約680万人が減少、2050年には総人口1億人と推計されています。加えて65歳以上人口が3,250万人に達し、高齢化率は32%を超え、15歳から64歳までの生産人口は5,500万人（構成比65%）と大きく減少します。

町の人口も2011年（平成23年）には7,624人、65歳以上で占める割合は34.6%の高齢化率と推計されています。また15歳から64歳までの生産人口は、4,231人（構成比55.5%）と推計されています。

## 少子化、高齢化が及ぼす影響

人口の減少や少子化、高齢化がもたらす影響は以下のようなことが考えられます。

- ① 労働力の減少は産業構造の変化をもたらし、地域の経済活動への活力や財政面に大きな影響となります
- ② 年金、福祉、医療など現役世代における負担の増加となります
- ③ 介護保険サービス利用の増加と介護報酬、介護保険料等が増加します
- ④ 各公共施設等の社会資本整備の遊休化が生じます
- ⑤ 教育の面から子供の社会性（子供同士、大人との関係などが希薄となる）が育ちにくく、自立が遅れる懸念が生じます

## 少子化、高齢化への対応

町を活性化し、町を維持していくためには性別、年齢、障がいの有無に関わらず、ひとりひとりが持てる能力を発揮できる地域づくりが必要となります。知恵や社会性、能力などは家庭や地域、学校などを通じての継続的な教育や生涯教育を進めていくなかで培われていくものと思います。21世紀のこの町を支え、町の力となっていく子どもたちの教育環境の整備や子育てを支援するための制度の充実を図っていくと共に、高齢者となっても安心した暮らしができるライフスタイルの変化に対応した高齢者福祉の環境整備も進めていきます

## 財政推計の基本

### 1. 基本的な考え

町の普通会計(16年度決算)に占める地方交付税、国道補助金等の依存財源は約8割弱となっております。国の三位一体の行財政改革によりこれらの財源も毎年大きく減少の傾向であり、今後、公共サービスや事務事業を進めていくために事業縮小、廃止などの徹底した見直しによる歳出の抑制を基本とし、使用料など適正な町民負担や事業の予算配分の重点化等を進めて、財政の推計を行うものです。

### 2. 推計期間

推計期間は、平成18年度から27年度までの10年間を目途とします。

### 3. 推計の方法

#### ① 普通会計で推計します

財政推計の組み立てとしては、町の総合振興計画や継続的な事務事業の整合性を図りながら、人件費抑制、事業の推進や縮小、廃止等歳出経費の削減の見直しを進める中で、歳入条件、歳出条件を設定し、普通会計ベースの推計を行います。



## ② 経済成長率、消費者物価の考え

財政推計には日本の経済動向を踏まえることが必要となります。現在企業の設備投資や収益の拡大、雇用情勢等の経済動向では緩やかな改善が見られている傾向である。今後、これらの回復から少なからず町の財政状況に影響が生ずるものと思われるが、反面リストラ等が進み個人所得の減少傾向から個人消費がまだ回復には時間が要すると思われることから、推計期間の5カ年間は経済成長率、消費者物価を「ゼロ%」と推計します。

なお、その後5カ年間は経済成長率（平均成長率）、消費者物価を「1%」程度と推計し、試算します。

## ③ 推計に用いる基礎数値

財政推計を策定するに当たっての総人口、生産人口、高齢者人口、住民所得等の基礎数値は、別途資料によるものとします。

④ 推計する場合の毎年度の収支バランスについては、町が保有する各種の基金（全ての基金を対象）への積み立て及び充当によるものとします。

⑤ 推計条件の設定は、「4. **推計の設定条件**」により行います。

#### 4. 推計の設定条件

##### ①人口推計

国勢調査人口を基準とし、5歳階級別人口の移動分析（コーホート変化率法）によって推計した。

##### ※ コーホート（cohort:同時出生集団）変化率法

5歳階級の人口を各コーホートとして形成させ、男女、年齢別の基準人口から、各年齢において、5年後に5歳年齢を加えたときに存在する人数をコーホートの的に求めるとともに、その5年間に生まれる人数を算出し、5歳階級別人口を予測する方法。

##### ②歳入・歳出

平成16年度は決算額・平成17年度は決算見込み額・平成18年度は予算額を記載  
平成19年度以降については次による。

##### ア 歳入の条件

単位:千円

科目区分	歳入状況内容	推計条件
1 地方税		
町民税（個人）	16年度 253,303 17年度 236,183 18年度 231,456	平成17年度課税実績数値を参考。17年度を基準に、各年度の生産人口推計のうち（20歳～64歳人口）の比率により推計。但し、経済成長率及び消費者物価は上昇傾向にあるが、当町における状況を勘案し、5年後の平成23年度より算出された金額に1%増額し算出。なお、分離課税分については、平成17年度数値2,176千円で固定。滞納繰越分については、平成13～17年度（3/27現在）5カ年の平均で1,500千円で固定。所得税と町民税のフラット化（町6%・道4%）による増額分+定率減税廃止（平成18年度7.5%、平成19年度廃止）による影響額加算。

町民税（法人）	16年度 17年度 18年度	48,978 50,245 47,810	平成7～16年度の実績データを参考に、回帰法による傾向線にあてはめ算出。（経済成長率及び消費者物価は増加傾向にはあるが、当町における状況を勘案し5年後の平成23年度より算出された金額に1%増額し算出）
固定資産税			
純固定資産税	16年度 17年度 18年度	260,265 262,051 265,299	平成18年度予算額で固定
交付、納付金	16年度 17年度 18年度	17,144 17,122 17,018	平成18年度予算額で固定
軽自動車税	16年度 17年度 18年度	11,408 11,729 11,059	平成18年度予算額で固定
町たばこ税	16年度 17年度 18年度	87,800 84,444 89,000	平成19年度より平成18年度収入の10%アップとする（税率改正）
都市計画税	16年度 17年度 18年度	38,435 38,970 39,163	平成18年度予算額で固定
入湯税	16年度 17年度 18年度	8,717 8,366 8,037	平成19年度から5年間前年度の1%減額、その後固定
2 地方譲与税			
所得譲与税	16年度 17年度 18年度	15,672 32,928 61,000	平成19年度から制度廃止
自動車重量譲与税	16年度 17年度 18年度	64,285 65,348 59,887	平成18年度予算額で固定
地方道路譲与税	16年度 17年度 18年度	22,970 22,817 20,317	平成18年度予算額で固定

3 利子割交付金	16年度 17年度 18年度	7,160 4,457 6,339	平成18年度予算額で固定
4 配当割交付金	16年度 17年度 18年度	590 1,088 612	平成18年度予算額で固定
5 株式等譲渡所得割交付金	16年度 17年度 18年度	584 1,416 425	平成18年度予算額で固定
6 地方消費税交付金	16年度 17年度 18年度	101,117 94,215 85,881	平成19年度より94,000千円で固定（平成17年度決定額）。町民税と同じく平成23年度より1%増額
7 ゴルフ場利用税交付金	16年度 17年度 18年度	1,432 705 1,057	平成18年度予算額で固定
8 特別地方消費税交付金	16年度 17年度 18年度	0 0 0	制度廃止により0円
9 自動車取得税交付金	16年度 17年度 18年度	26,330 27,579 26,411	平成18年度予算額で固定
10 地方特例交付金	16年度 17年度 18年度	22,739 21,705 12,000	平成20年度まで減税補てん該当。各年度児童手当分2,000千円見込み
11 地方交付税			
普通交付税	16年度 17年度 18年度	2,672,250 2,729,145 2,670,000	基準財政需要額の算出については、平成18年度から5カ年の人口を、平成17年度国勢調査による数値8,740人、平成23年度から5カ年を、留萌中部3町村合併協議会作成の平成22年度予想国勢調査人口数値7,789人とした。他の測定単位については、それぞれ資料により算出。補正後数値については、平成7年度からのデータを参考に回帰法等により推計。単位費用については、平成18年度見込み単価（参考資料）による。公債

			費については、16年度迄借入分に今後借入見込み分加算。基準財政収入額については、税の収入に合せ算出、また収入金額に大きな増減がないと思われるものについては17年度数値で固定
特別地方交付税	16年度 17年度 18年度	276,225 244,057 240,000	各年度の普通交付税決定額の10%で見込む。[過去の経緯(平成17年度を除く過去数年は10%以上)また離島航路運営欠損補助金の増(町負担分の増額による)]
12 交通安全対策交付金	16年度 17年度 18年度	1,580 1,613 1,714	平成18年度予算額で固定
13 分担金及び負担金	16年度 17年度 18年度	4,389 4,174 3,914	平成18年度予算額で固定
14 使用料	16年度 17年度 18年度	90,343 96,386 98,479	公営住宅使用料については平成22年度まで前年度の3%アップ(新朝日団地造成による)その後固定。その他、一部の使用料について、平成20年度及び平成25年度に段階的に引上げることとして算定。
15 手数料	16年度 17年度 18年度	31,165 33,942 33,792	一部の手数料について、平成20年度及び25年度に段階的に引上げることとして算定。
16 国庫負担金			
児童保護費負担金	16年度 17年度 18年度	21,698 22,955 18,796	平成19年度以降は平成18年度との年少人口率により算定。
老人保護費負担金	16年度 17年度 18年度	14,509 0 0	一般財源化により0円
普通建設事業費支出金	16年度 17年度 18年度	510,657 112,722 96,340	平成19年度以降は事業予定による

災害復旧事業費支出金	16年度 17年度 18年度	0 0 24,218	事業を見込まない
委託金（その他）	16年度 17年度 18年度	7,976 3,762 3,848	平成18年度予算額で固定
その他	16年度 17年度 18年度	124,830 96,616 99,324	平成18年度予算額で固定
17 道支出金			
国庫財源を伴うもの			
児童保護費負担金	16年度 17年度 18年度		制度廃止
老人保護費負担金	16年度 17年度 18年度	23,245 15,020 83	一般財源化により0円
普通建設事業費支出金	16年度 17年度 18年度	142,816 6,916 38,532	平成19年度以降は事業予定による
委託金（その他）	16年度 17年度 18年度	20,135 8,774 2,284	平成19年度から知事・道議選挙費用委託金3年サイクルで試算
その他	16年度 17年度 18年度	144,627 201,800 196,554	平成18年度予算額に平成19年度より△7,948千円（森林整備地域活動支援交付金）平成22年度より△59,684千円（中山間地域直接払交付金）
道費のみのもの			
普通建設事業費支出金	16年度 17年度 18年度	17,780 1,574 0	平成19年度以降は事業予定による
その他	16年度 17年度 18年度	43,692 52,029 50,199	平成18年度予算額に平成22年度より△12,620千円（離島漁業再生支援事業交付金）
18 財産収入	16年度 17年度 18年度	49,683 39,782 38,588	平成18年度予算額で固定

19 寄付金	16年度 17年度 18年度	4,597 29,003 102	平成18年度予算額で固定
20 繰入金	16年度 17年度 18年度	353,692 253,124 475,500	実施事業により、特定目的基金を繰り入れる
21 繰越金			
純繰越金	16年度 17年度 18年度	90,936 87,301 1	各年度の繰越を75,000千円とする (平成7~17年度決算の平均77,700千円を参考)
繰越事業費等充当財源 繰越金	16年度 17年度 18年度	2,774 2,888 0	算入しない
22 諸収入			
延滞金加算金及び過料	16年度 17年度 18年度	0 13 13	平成18年度予算額で固定
預金利子	16年度 17年度 18年度	7 1 1	平成18年度予算額で固定
貸付金元利収入	16年度 17年度 18年度	62,000 62,000 65,448	平成18年度予算額で固定
受託事業収入(民間からのもの)	16年度 17年度 18年度	61,534 61,192 61,190	平成18年度予算額で固定
雑入(その他)	16年度 17年度 18年度	66,714 81,743 142,409	平成18年度予算額に平成19年度より△49,000千円(備考資金組合納付金)
23 地方債	16年度 17年度 18年度	938,400 520,100 519,900	平成19年度以降は事業予定による

イ 歳出の条件

単位:千円

科目区分	歳出状況内容		推計条件
1 人件費			
議員報酬手当	16年度	48,058	議員数について、次期改選期の平成19年度から△3名の12名。報酬額、手当率は現行で固定
	17年度	48,058	
	18年度	48,058	
委員等報酬	16年度	114,853	平成18年度予算額で固定
	17年度	111,153	
	18年度	118,165	
町長等特別職の給与	16年度	44,645	平成17年度から収入役廃止。報酬額、手当率は現行で固定
	17年度	34,470	
	18年度	35,585	
職員給	16年度	852,597	職員数は、定員適正化計画に準ずる。公営企業会計職員数を平成18年度の21人で固定
	17年度	807,848	
	18年度	782,447	
給料	16年度	538,510	平成18年度の人勸をベースとし、退職者及び採用者分の差引きを考慮
	17年度	509,601	
	18年度	491,358	
扶養手当	16年度	15,299	平成10～18年度の給料との割合平均2.91%で固定
	17年度	14,209	
	18年度	14,082	
住居手当	16年度	8,101	平成18年度の給料との割合1.60%で固定
	17年度	7,921	
	18年度	7,893	
通勤手当	16年度	130	平成17～18年度、高額支給者の離島勤務により減。平成16年度決算額を平年ベースとして固定
	17年度	24	
	18年度	24	
単身赴任手当	16年度	240	支所長2名分(月額20千円×12月×2名)で固定
	17年度	240	
	18年度	480	
特殊勤務手当	16年度	948	平成18年度、保健指導業務手当及び保育業務手当廃止。平成18年度予算額で固定
	17年度	1,109	
	18年度	381	



時間外勤務手当	16年度 17年度 18年度	34,345 34,596 34,277	現行の予算は給料の8%で積算しているが、実績を基に5%として固定
管理職員特別勤務手当	16年度 17年度 18年度	108 132 234	平成18年度予算額（平成19年度選挙準備期間分）234千円を平年ベースとし、平成19年度は参議院、知事、道議選挙あるので234千円×2とする。以降の年度も同様とする。町長選挙は代休で対応
管理職手当	16年度 17年度 18年度	13,786 11,826 11,725	平成18年度予算額で固定
期末勤勉手当	16年度 17年度 18年度	213,171 202,923 198,234	平成17年度支給率4.45%をベースに調整率等の平均0.37%上乗せして4.82%で固定
寒冷地手当	16年度 17年度 18年度	17,310 13,773 11,924	1人あたりの支給額を平成18年度予算額で固定
児童手当	16年度 17年度 18年度	1,290 1,565 1,705	平成18年度予算額で固定
その他	16年度 17年度 18年度	4,257 4,827 4,667	平成18年度予算額で固定
臨時職員給与	16年度 17年度 18年度	5,102 5,102 5,463	準職員1名分。
地方公務員共済組合等負担金	16年度 17年度 18年度	152,203 140,097 141,992	給料+期末勤勉手当との割合、平成18年度予算ベース20.53%で固定
退職手当組合負担金	16年度 17年度 18年度	141,863 92,250 91,373	給料との割合、平成18年度予算ベース18.38%を基本に3年に1回特別負担金分40,000千円を上乗せ

災害補償費	16年度 17年度 18年度	1,253 1,277 2,657	・地方公務員災害補償基金負担金 給料+期末勤勉手当との割合、平成18年度予算ベース0.12%で固定 ・その他 平成18年度予算額1,845千円で固定
職員互助会補助金	16年度 17年度 18年度	2,015 2,209 0	福祉協会福利厚生事業負担金 給料+期末勤勉手当との割合、平成17年度決算見込0.31%で固定
2 物件費	16年度 17年度 18年度	664,704 662,418 660,850	賃金、旅費は平成18年度の△10%の額（賃金70,071千円、旅費19,567千円）で固定。交際費は1,500千円で固定。需用費は、平成20年度及び平成22年度に部分的縮小。役務費、備品購入費は平成18年度予算額で固定。委託料は18年度のみ予備費分10,000千円を上乗せしているのので、それを除いた△3%（275,300千円）で固定
3 維持補修費	16年度 17年度 18年度	110,343 129,284 120,918	平成18年度予算額で固定。
4 扶助費			
社会福祉費	16年度 17年度 18年度	164,956 165,913 166,408	・補助 平成18年度人口1人あたりの扶助額15,080円で固定 ・単独 平成18年度人口1人あたりの扶助額4,570円で固定
老人福祉費	16年度 17年度 18年度	50,061 50,704 51,881	・補助 平成18年度高齢者人口1人あたりの扶助額14,070円で固定 ・単独 平成18年度高齢者人口1人あたりの扶助額5,580円で固定

児童福祉費	16年度 17年度 18年度	30,020 28,323 28,906	・補助 平成18年度年少人口1人あたりの扶助額31,760円で固定
衛生費	16年度 17年度 18年度	6,919 7,738 8,001	・単独 平成18年度人口1人あたりの扶助額940円で固定
教育費	16年度 17年度 18年度	6,135 6,240 6,648	・補助 平成18年度年少人口1人あたりの額7,310円で固定
5 補助費等			
(1)負担金・寄附金			
①国・道に対するもの	16年度 17年度 18年度	1,199 1,561 1,561	平成18年度予算額1,561千円で固定
②衛生施設組合負担金	16年度 17年度 18年度	120,500 172,048 261,385	平成18年度負担金261,385千円のうち起債償還分を除く117,148千円の5%5,857千円をカット。その後固定
③北留萌消防組合負担金	16年度 17年度 18年度	295,269 276,374 290,947	平成18年度負担金290,947千円のうち本部負担金と羽幌署人件費分を除く43,930千円の5%2,196千円をカット。その後固定
④その他	16年度 17年度 18年度	32,238 32,238 32,238	平成18年度予算額から日本海オロロンライントライアスロン国際大会負担金分△2,683千円の29,555千円をベースに平成20年度及び平成22年度に部分的縮小。
(2)補助交付金	16年度 17年度 18年度	223,196 261,306 285,756	平成19年度で5,000千円削減し、加えて平成19年度以降毎年1%(1,770千円)削減。その額をベースに平成20年度及び平成22年度に部分的縮小、廃止を算入し、更に以下の事業を加算 (平成18年度) ・離島航路欠損補助金2,445千円 ・中山間地域等直接支払事業交付金79,434千円 (平成19年度)

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備地域活動支援交付金廃止分△10,580千円 (平成22年度)</li> <li>・中山間地域等直接支払事業交付金廃止分△79,434千円</li> <li>・離島漁業再生支援交付金廃止分△16,320千円</li> </ul>
(3)その他	16年度 17年度 18年度	23,761 23,761 23,761	報償費、建物災害共済保険料等に係る経費。平成18年度予算額で固定
6 公債費			
地方債元利償還金	16年度 17年度 18年度	1,099,970 1,146,750 1,144,051	平成16年度までの決定分、平成17年度債分、平成18年度は予算額、平成19年度以降は実施する事業分で計上
一時借入金利子	16年度 17年度 18年度	1,859 1,000 10,000	財政運用が厳しくなっているため、平成10～18年度決算での最高額である平成15年度の4,731千円で固定
7 積立金	16年度 17年度 18年度	59,271 55,280 13,280	減債基金分(TMO貸付金の返済される分)3,450千円、財政調整基金利子分1,150千円、福祉寄付金相当分100千円、入湯税相当分とする。
8 投資及び出資金・貸付金	16年度 17年度 18年度	110,000 60,000 60,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資及び出資金・・・0円</li> <li>・貸付金・・・中小企業振興資金貸付金分60,000千円で固定</li> </ul>
9 繰出金			
簡易水道事業	16年度 17年度 18年度	23,569 32,559 31,156	事業費を平成18年度予算額で固定し、公債費分を加算。離島分の人口を羽幌町全体の推移と同様に推移することで設定し、1人あたりの使用料及びその他の収入を平成17年度決算見込額で固定。不足分を繰出すことで推計
下水道事業	16年度 17年度 18年度	210,148 263,396 320,182	起債借入用に作成した推計を基に、水洗便所改造補助分で毎年△10,000千円、平成22年度以降の施設管理費(運転管理業務分)を24,000千円に

			修正
国民健康保険事業	16年度 17年度 18年度	96,669 100,539 103,061	平成18年度予算額で固定。低所得者の保険税軽減分と、加入者の税負担能力及び年齢構成による医療費崇高分の財源措置額を繰出す。算出基準は高齢者数によるものが主で、高齢者人口が横ばいのため繰出額も横ばいとする
老人保健医療事業	16年度 17年度 18年度	95,387 92,330 106,059	平成18年度予算額で固定。老人保健給付費のうち、町負担分1/2を繰出す。高齢者人口が横ばいのため、繰出額も横ばいとする
介護保険事業	16年度 17年度 18年度	104,095 118,121 160,693	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険事業勘定 平成19～20年度は第3期介護保険事業計画に基づき、以降は平成20年度の高齢者人口1人あたりの介護給付費、その他の繰出額で固定</li> <li>・サービス事業勘定 人件費分を繰出すことになっている。平成27年度まで現行の6人体制として推計</li> </ul>
10 投資的経費			
普通建設事業費	16年度 17年度 18年度	1,662,801 744,719 722,810	経常的（維持補修費的）なものを平成14～18年度の実績を基に一般財源ベース120,850千円として固定。それに臨時的な事業を加算。

普通建設事業（臨時的なもの）

単独事業

(単位：百万円)

事業名		区分	金額
前期 (19521年度)	都市計画マスタープラン策定事業 学校給食施設整備事業	事業費	32
		人件費	0
		計	32
		財源内訳	
		国庫支出金	0
		道支出金	0
		地方債	0
中期 (22524年度)	羽幌旅客上屋整備事業 広域火葬場整備事業	事業費	445
		人件費	0
		計	445
		財源内訳	
		国庫支出金	0
		道支出金	0
		地方債	300
後期 (25527年度)	冷蔵・貯氷施設整備事業	事業費	33
		人件費	0
		計	33
		財源内訳	
		国庫支出金	0
		道支出金	0
		地方債	31
継続的 事業	町有施設下水道接続事業 民有林整備補助事業（除間伐奨励） サンセットプラザはぼろ改修事業	事業費	221
		人件費	0
		計	221
		財源内訳	
		国庫支出金	0
		道支出金	2
		地方債	0
	215		
	4		

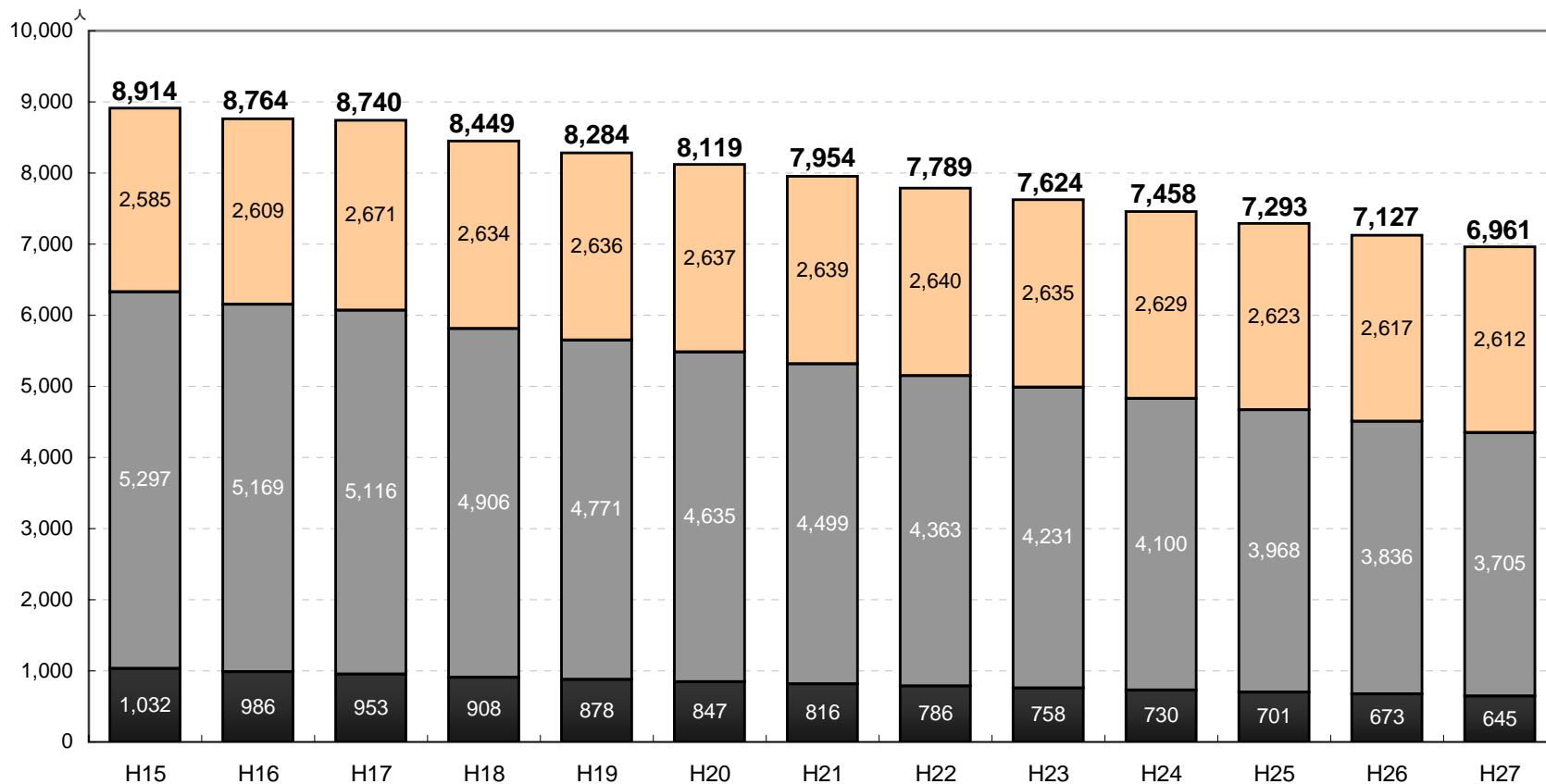
補助事業

(単位：百万円)

事業名		区分	金額
上期 (19521年度)	国営造成施設整備促進事業（二股ダム改修） 畜産担い手育成総合整備事業 防雪柵設置整備事業（築別高台防雪柵） 特別養護老人ホーム改築事業 国直轄港湾整備事業（羽幌港関連整備） 国直轄港湾整備事業（天売港） 羽幌港緑地整備事業 羽幌ライスターミナル建設事業（JA）補助 苫前地区製氷冷凍冷蔵施設整備事業	事業費	2,123
		人件費	0
		計	2,123
		財源内訳	
		国庫支出金	106
		道支出金	21
		地方債	1,716
		その他	247
			34
中期 (22524年度)	羽幌保育園施設改築事業 水産経営構造改善事業（漁協市場施設・組合事務所移転）	事業費	595
		人件費	0
		計	595
		財源内訳	
		国庫支出金	210
		道支出金	0
		地方債	323
継続的 事業	町有林整備事業 民有林整備補助事業（21世紀北の森づくり推進事業） ロータリー除雪車等購入 公営住宅建設整備事業 国直轄港湾整備事業（羽幌港） 消防車両整備事業	事業費	1,856
		人件費	8
		計	1,864
		財源内訳	
		国庫支出金	352
		道支出金	15
		地方債	1,340
	1		
	156		

# 羽幌町将来人口推計

高齢人口(65歳以上)
  生産年齢人口(15歳~64歳)
  年少人口(14歳以下)



※ 数値は国勢調査ベース。端数処理の関係で「年少人口」「高齢人口」の合計が「総人口」と一致しない場合があります。

財政推計

(単位:百万円)

年 度		16年度 (決算額)	17年度 (決算見込額)	18年度 (予算額)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
入	町 税	726	709	709	796	787	778	769	762	753	743	734	724
	交 付 税	2,948	2,973	2,910	3,062	2,960	2,904	2,828	2,690	2,646	2,603	2,560	2,471
	国道支出金	1,072	522	530	477	480	437	378	438	441	345	316	320
	繰 入 金	354	253	476	40	130	100	95	5	5	5	55	5
	地 方 債	938	520	520	403	238	1,023	963	664	219	155	115	115
	そ の 他	729	773	719	653	652	639	642	642	642	647	646	648
	計 (a)	6,767	5,750	5,864	5,431	5,247	5,881	5,675	5,201	4,706	4,498	4,426	4,283
出	人 件 費	1,357	1,237	1,220	1,197	1,126	1,100	1,098	1,024	1,008	1,020	954	891
	扶 助 費	258	259	262	259	255	252	250	247	244	241	239	236
	補 助 費 等	698	767	896	893	887	882	787	775	764	749	747	746
	うち一部事務組合に対する負担金	417	448	552	540	545	541	540	532	516	503	503	503
	公 債 費	1,102	1,148	1,154	1,098	1,089	1,034	951	888	844	826	838	780
	繰 出 金	615	607	721	719	742	760	756	744	736	720	673	662
	普通建設事業費	1,663	745	725	737	656	1,262	1,197	1,044	520	350	339	289
	そ の 他	984	908	886	823	822	821	819	819	820	819	821	819
	計 (b)	6,677	5,671	5,864	5,726	5,577	6,111	5,858	5,541	4,936	4,725	4,611	4,423
収支差引 (a)-(b)		90	79	0	-295	-330	-230	-183	-340	-230	-227	-185	-140
年度末基金等残高		3,272	3,290	2,792	2,500	2,083	1,796	1,560	1,227	1,005	785	558	425

職員推計

(単位:人)

職員数	161	151	150	145	144	143	141	137	136	135	133	126
うち普通会計職員数	142	134	129	124	123	122	120	116	115	114	112	105



# 各年度起債残高調

普通会計
  準公営企業会計
  下水道特別会計
  簡易水道特別会計

